

仕様書

- 1 件名
令和8年度四万十森林管理署燃料調達(単価契約)第1回
- 2 規格及び予定数量
予定数量、種類 レギュラーガソリン(4,000L)、灯油(100L)
- 3 契約期間
(自)令和8年4月1日 (至)令和8年9月30日
- 4 契約内容
四万十森林管理署にて使用している業務用自動車(官用車等)へのレギュラーガソリンの提供、及び携行缶への灯油の提供を行う。
- 5 提供方法
 - (1) 受注者は、車ごとに給油伝票・チケット又はカードを発行するものとし、発注者が供給スタンドで供給を受ける場合は、発行された給油伝票等を提出して上記4の内容を実施できるものとする。
 - (2) 給油所が下記のエリア内に所在すること。
北側：国道441号線四万十市岩田大用寺橋まで
東側：国道439号線沿いの安並運動公園まで
南側：国道56号線田ノ浦分岐、古津賀3丁目まで
西側：県道中村・下ノ加江線、池田川橋ネットヨタ高知(株)中村店まで
- 6 納品及び請求
 - (1) 給油店には、四万十森林管理署職員が車両を持ち込み、給油伝票・チケット又はカードを提示した時は、当該職員が指示するところにより給油するものとする。また、灯油の提供については、四万十森林管理署職員が持参した携行缶へ提供を行うこととする。
 - (2) 請求にあたって受注者は、一ヶ月分を取りまとめた請求書に納品年月日・品名・給油車両番号・数量を明記した給油伝票を添え、翌月の10日(休日の場合は直前の平日)までに提出するものとする。
- 7 その他
 - (1) 予定数量は6ヶ月間の見込み数量であり、車両の使用状況により変動するので変動があつても意義の申し立ては認められない。
 - (2) 契約期間内に受注者が経営する給油店の閉鎖などにより、給油箇所に変更があつた場合は、遅滞なく報告すること。
 - (3) 給油伝票・チケット又はカードの発行に係る経費は、受注者負担とする。
 - (4) 本仕様書について疑義又は不明な点がある場合は、担当者へ照会すること。